

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局金融調整課）

（林野庁林政部企画課）

（水産庁漁政部水産経営課）

項 目 名		東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長		
税 目		印紙税		
要 望 の 内 容	・ 特例措置の内容	東日本大震災の被災者を対象とした農林漁業者向け特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とする。		
	・ 要望の内容	適用期限の 5 年延長		
	（関係条文） 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 47 条	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— （ — （ —	百万円 百万円 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 東日本大震災の被災農林漁業者に対し資金を円滑に融通することで、農林水産業の発展を通じて、被災地の復旧・復興等に寄与する。 (2) 施策の必要性 東日本大震災からの復旧・復興は着実に進んでいるものの、原子力被災地域を中心に営農再開・林業再生・操業再開に向けた取組等を現在実施している状況であり、引き続き支援を要する。 したがって、印紙税の非課税措置を継続し、引き続き、被災農林漁業の復旧・復興のための資金を円滑に融通する必要がある。			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 【農業】 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 食料自給力の確保 【林業】 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展 【水産】 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 水産業の成長産業化の実現
		政策の達成目標	融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、本措置を継続することにより着実に被災農林漁業の復旧・復興を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月～令和13年3月（5年間）
		同上の期間中の達成目標	融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、本措置を継続することにより着実に被災農林漁業の復旧・復興を図る。
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	令和7年度：36件 2,320千円 令和8年度：38件 1,567千円
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	印紙税の非課税措置により被災農林漁業者への円滑な融資が促進され、被災農林漁業の復旧・復興が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	東日本大震災からの復旧・復興は着実に進んでいるものの、原子力被災地域を中心に営農再開・林業再生・操業再開に向けた取組等を現在実施している状況であり、引き続き支援を要する。 したがって、印紙税の非課税措置を継続し、引き続き、被災農林漁業の復旧・復興のための資金を円滑に融通する必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和4年度：29件 2,180千円 令和5年度：41件 1,380千円 令和6年度：38件 1,800千円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	印紙税の非課税措置により被災農林漁業者への円滑な融資が促進され、被災農林漁業の復旧・復興が図られる。	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日施行）」において、政府系金融機関が行う特別貸付けに係る消費賃借契約書の印紙税の免除を措置。 平成23年12月14日に公布・施行された上記の法律を一部改正する法律により、民間金融機関（農漁協を含む。）が貸し主となる特別貸付けについても印紙税の免除を措置。 令和3年度税制改正において、当初、令和3年3月末となっていた期限を令和8年3月末まで5年間延長。	